

県営住宅のリフォームは、新築と同等の居住水準を確保しながら コストは新築の約半分、廃棄物の発生も大幅に抑制

事業実施後



- 県では2006年に県営住宅ストック総合活用計画を改定し、「建替」から「リフォーム」を主体とした計画に方針転換をしました。
- リフォーム(住戸改善事業)は古い県営住宅を躯体(RCの部分)のみの状態にし、内装や設備機器を更新する事業です。
- 住宅を新築する場合の**約1/2のコスト**で新築と同等の居住水準が確保できます。
- CO2や廃棄物の発生を**約1/10**に抑制した環境に優しい事業です。

事業実施前



事業実施中



【新築と同等の居住水準】

- ・間取り変更による居住性の向上
- ・浴室のユニットバス化
- ・台所流し台、洗面所、便所の新設
- ・段差の解消、手すりの設置

【コスト】

戸当たり事業費

住戸改善:約 660万円(H19実績)

新築:約1,300万円(H19実績)

事業実施後

